

笠松刑務所「拘禁刑」見据え就労教育

介護エステ 出所後の道

改正刑法の施行で刑罰「拘禁刑」が来年6月から導入されるのを前に、矯正施設で受刑者の立ち直りに向けた指導や教育に注力する動きが加速している。笠松刑務所(羽島郡笠松町)では今年4月から新たに、美容ケアを高齢者らに行う「介護エステ」の職業訓練を始めた。社会全体で需要が高まる介護職への就労を促し、犯行時8割が無職とされる女子受刑者の再犯を防ぐ狙い。

(安井真由子)



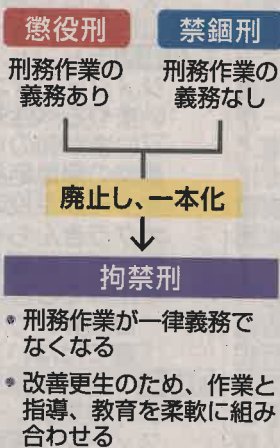
出所後の就労に向け、介護エステの職業訓練を受ける受刑者
 6月、羽島郡笠松町中川町、笠松刑務所(画像の一部は加工済み)

再犯防止へ「居場所と出番を」

「ほつれい線からこめかみに向かって、優しい力で触ってくださいね」。6月下旬、同刑務所で行われた訓練で、介護施設などを運営するNPO法人ひだまり創(笠松町)の古澤由加里理事長が受刑者に声をかける。指導したのは、顔と首のマッサージや肩マーク。20〜60代の受刑者6人は2人組になってセラピストと高齢者の役を交互に担い、「生き生きして見えますよ」「自然な感じでいいね」と話しながら繰り返し手を動かした。

収容する同刑務所では、出所後の社会生活を見据えた訓練や就労相談に力を入れる。4月から始めた職業訓練科目「ケアセラピスト科」は、介護施設などで施術する介護エステに特化。受刑者は週2時間、半年間の訓練を受け、介護ケアエステ協会認定の資格取得を目指す。介護や美容の仕事に興味を持つきっかけとし、将来的には介護福祉士や美容師など国家資格取得につなげてもらう狙いがある。馬場崇調査官は「犯罪を繰り返さないために重要なのは居場所(家)と出番(仕事)」

「拘禁刑」導入のイメージ(2025年6月~)



拘禁刑

現行の懲役と禁錮を一本化した刑罰。刑務作業の義務がなく、社会復帰を見据えた職業訓練や改善指導に重点を置くことが可能になる。施行日は2025年6月1日。同日以降に起きた事件・事故で起

訴され、有罪になると対象になる。懲役は木工や洋裁といった刑務作業を義務づける一方、過失による交通事故や政治犯に適用されることが多い禁錮には刑務作業の義務がない。

と強調する。

拘禁刑の導入で、刑罰の目的は「罰を与えること」から「更生」に大きく変化。受刑者の特性や年齢に応じて、資格取得に向けた職業訓練や、薬物依存、性犯罪といった犯した罪に特化した「改善指導」などにかける時間を長くする考えだ。法務省の犯罪白書などによると、女性受刑者の8割以上が犯行時定職に就いておらず、無職者の再犯率は有職者の約3倍。出所後の就労は犯罪防止の観点からも大きな役割を持つ。

同刑務所では、これまでハローワーク職員による就労相談や企業説明会、面接などを実施。出所者を受け入れる協力雇用主は年々増えており、2023年には出所者48人が就労支援を受け、うち23人が内定を得た。馬場調査官は「訓練科目を充実させ、出所後の就労に結びつきたい」と見据える。

古澤理事長は「人と触れ合う機会が少ない刑務所内で、会話を交えて身だしなみを整える介護エステの訓練は、自身を大切にすることや相手への思いやりを育てることにもなる。社会復帰を目指す受刑者を手助けしたい」と話した。